



欧州人権条約

変化し続ける条約



EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE

欧州人権条約

変化し続ける条約

Seán Keefe

内容

欧州人権条約	5
欧州人権裁判所	5
判例法	6
条約の影響力	6
現代の道具としての条約	7
条約システムの改革	8
付録 1: 条約概要	10
付録 2: 人権及び基本的自由の保護のための条約	15
付録 3: 重要な日付	16
付録 4: 条約議定書	18
付録 5: 欧州人権条約 (第005号条約) の署名・批准状況一覧	22

英語版:

欧州人権条約 - 変化し続ける条約

この文書は、欧州人権条約によって定められる権利をわかりやすく示すため、裁判所広報部によって作成されたものであり、教育的手段としてのみ用いられるものです。英語及びフランス語による条約公式版のみが法的に真正な文書とみなされます。

無断複写・転載を禁じます。本出版物の一部または全部に対する翻訳、複製及び拡散は、欧州人権裁判所書記局広報部からの書面による事前許可を得た場合を除き、電子的 (CD-ROM、インターネット等) または機械的 (コピー、録音、その他情報ストレージまたは情報検索システムを含む) を問わず、全ての形式及び方法において禁止されています。

© 写真提供: 欧州評議会

© イラスト: Shutterstock

© グラフィックデザイン: 欧州人権裁判所広報部

© レイアウト: 欧州人権裁判所広報部

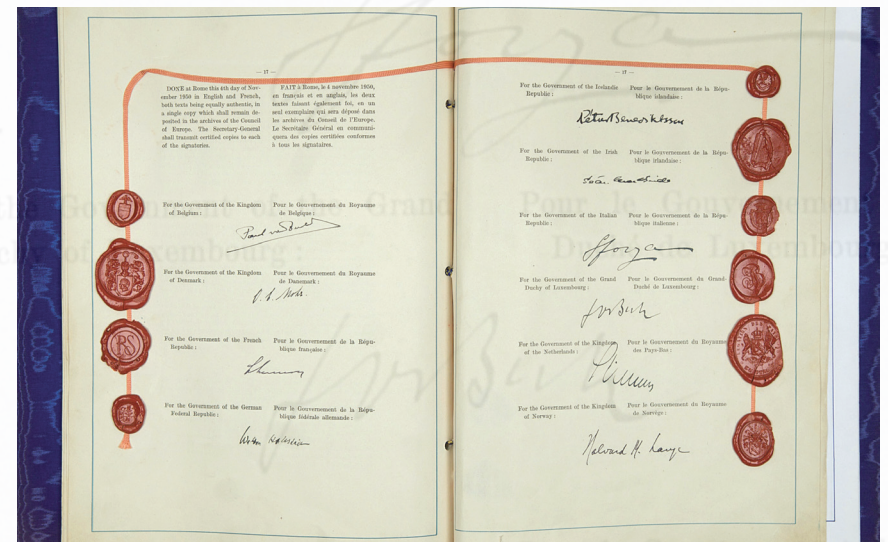
© 欧州人権裁判所、2021年8月

欧州人権条約は、その中で保護される権利と自由それ自体だけでなく、欧州人権裁判所を設立し人権保護のシステムを確立した点でも重要です。欧州人権裁判所は、加盟国による条約上の義務の履行を監督する役目を負っており、個人であっても、条約上の権利が侵害された場合には国家に対し申立てを行うことができます。

欧州人権条約

1950年11月4日にローマで調印された欧州人権条約は、世界人権宣言に定められた権利を結晶化し、拘束力を与えた最初の文書です。この条約は、生存権や拷問の禁止など、国家が決して侵害することのできない絶対的な権利を規定すると同時に、民主主義社会にとって必要な場合に限り法律によってのみ制限することができる特定の権利と自由、例えば自由および安全に対する権利、私生活および家族生活の尊重を受ける権利などを保護しています。

また、追加議定書の採択によって、死刑の廃止や財産の保護を受ける権利、自由選挙に対する権利、移動の自由に関する権利など多くの権利が追加されてきました。



欧州人権裁判所

欧州評議会の司法機関である欧州人権裁判所は、個人からの申立てだけでなく、ある国家が他の条約締約国に対して提起した国家間の申立ても審査します。現在では47か国が、その司法管轄下にある全ての人々に対し、その人が自国民であるか否か、さらにはヨーロッパ人であるか否かに関係なく、基本的権利と自由を保護することを約束しています。

判例法

裁判所の判例はとても豊富で、多くの議題を網羅しています。裁判所が最も頻繁に判断する条約違反は、公正な裁判を受ける権利に関するもので、裁判の公正さが欠如していたり、手続期間が長すぎたりする場合です。その他にも、自由および安全に対する権利や財産の保護を受ける権利も、よく条約違反が判断される類型の一つです。

裁判所は、中絶や自殺幇助、遺体捜索、家庭内奴隷、同性愛者による養子縁組、学校での宗教的シンボルの着用、ジャーナリストの情報源の保護、DNAデータの保持など、数多くの社会問題についても判決を下してきました。

条約の影響力

なぜ裁判所が多大な影響力を持っているのかと言えば、それはその判決に拘束力があるからです。条約違反を犯したと認定された国家は、申請者が被った損害を賠償し、可能な限りその違反によって生じた状況を元どおりに回復することが求められます。また国家は、同様の違反によって新たな被害者を出さないよう対策を講じるため、多くの場合、国内法の改正を行います。



条約に沿うように国内法や慣行が変更されることで、その国にいる全ての人が人権保護の更なる発展の恩恵にあずかることができます。つまり、一つの判決がその国の全国民に影響を与え得るということです。判決の執行状況の監督は、欧州評議会の執行機関である閣僚委員会に委ねられています。

これまで多くの国が、裁判所の判決を受けて国内法の改正を行ってきました。

キプロスでは同意した成人同士の同性愛関係が犯罪ではなくなり、

デンマークでは労働組合への加入が義務ではなくなりました。

フランスでは嫡出子と婚外子に平等の相続権が認められ、

イギリスでは公立学校での体罰が禁止されました。

スイスでは電話盗聴を規制する法律が制定され、

また多くの国で不当に長い裁判手続に対する異議申立てを行う制度が導入されました。

現代の道具としての条約

条約を、力強くそして極めて現代的なものとしているのは、裁判所による、現代社会の状況を反映した大胆な解釈にあります。裁判所は、その判例において、新しい技術や生命倫理、環境問題など、条約が採択された当時では全く予測も想像もできなかった状況に条文を適用することによって、条約に規定された権利を拡大させてきました。またこの条約は、テロや移民に関連する問題など、社会的なまたは慎重に扱うべき事案にも適用されています。

条約システムの改革

裁判所は1959年に設立されて以来、判決や決定の言渡しまたは不受理判断を行うことによって、約91万件の申立てを処理してきました。

欧州評議会の加盟国は、申立て件数の増加に対応するため、当初から創設されていた判決執行監督メカニズムを改善・強化することを目的として、様々な条約議定書を採用してきました。こうして、最も単純なケースに対応するための新しい裁判体の構成が導入されました。

これと並行して、裁判所は、その業務の効率化と合理化のために、作業方法の改革を行ってきました。例えば、パイロット判決手続を導入することで、国内法の内容が条約と合致しないために発生する類似した事件（制度的問題）に関する大量の申立てに対応しています。

また、提起された申立ての重要性と緊急性を考慮する優先順位づけ制度を採用することによって、事件の処理順序を決定しています。

この条約は、第二次世界大戦の残虐な記憶を歴史に残すという署名国の決意から生まれました。1949年に10カ国が、ヨーロッパ全域における人権、民主主義、法の支配の尊重を保証することを目的に欧州評議会を設立しました。その翌年には12カ国が条約を採択し、この国際約束の履行を保証するために、加盟国の条約違反を判断し、国内法の改正を要求する権限を持った国際裁判所を設置しました。

今日この条約は、これまで以上に欧州評議会の礎となっており、欧州評議会への加盟を希望する国は必ずこの条約に署名そして批准しなければなりません。欧州人権裁判所の判例は、ヨーロッパ全域の国内裁判所で参考にされており、ヨーロッパ域外の多くの裁判所でも引用されています。



付録 1: 条約概要



第1条

人権を尊重する義務

国家は、その領域内又はその国家が実効支配を行う領域内のすべての人に、条約に定められる権利および自由を認めなければなりません。



第2条

生命に対する権利

すべての人の生命に対する権利は、法律によって保護されます。



第3条

拷問の禁止

何人も、拷問を受けたり、非人道的なもしくは品位を傷つける待遇を受けたりすることがあってはなりません。



第4条

奴隷制度および強制労働の禁止

何人も、奴隷として扱われたり、強制労働を強いられたりすることがあってはなりません。



第5条

自由および安全に対する権利

すべての人は、自由に対する権利を持っています。

逮捕されたすべての人には、逮捕後すぐにその逮捕の理由を知る権利があります。

さらに、すぐに裁判官の前に出頭させられなければならない、合理的な期間内に裁判を受けるか、又は裁判が行われるまでの間釈放されなければなりません。



第6条

公正な裁判を受ける権利

すべての人は、合理的な期間内に、独立で公平な裁判所による公正な裁判を受ける権利を有します。

犯罪の嫌疑によって告訴されたすべての人は、有罪が立証されるまで無罪とみなされます。また、できるだけ早く、自身の嫌疑を知らされ、防御の準備を行えなければなりません。弁護士費用を支払う金銭的余裕がない場合には、国家によって費用が支弁された弁護士によって代理される権利を有しています。



第7条

法律なくして処罰なし

何人も、その実行の時点で犯罪と見なされていなかった行為を理由に処罰されることはありません。



第8条

私生活および家族生活の尊重を受ける権利

すべての人は、私生活および家族生活、その住居と通信の秘密の尊重を受ける権利を有します。



第9条

思想、良心および宗教の自由

すべての人は、思想、良心および宗教の自由に対する権利を有します。また、公に又は私的にその宗教を实践し、あるいは変更することができます。



第10条

表現の自由

すべての人は、表現の自由に対する権利を有します。この権利には、意見を保持する自由と、情報や思想を発信し受け取る自由を含みます。



第11条

集会および結社の自由

すべての人は、平和的な集会に参加し、結社に参加する権利を有します。この権利には、労働組合を結成し、それに加入する権利を含みます。



第12条

婚姻に対する権利

すべての人は、婚姻し、家族を作る権利を有します。



第13条

実効的救済手段を得る権利

すべての人は、その権利が侵害された場合に、裁判所に提訴する手段を有しなければなりません。



第14条

差別の禁止

条約に定められた権利および自由は、性別、肌の色、宗教、政治的意見、あるいは出自などの要素に関係なく、すべての人に適用されます。



第34条

個人による申立て

欧州人権裁判所に申立てをする権利は、絶対的です。国家は、いかなる状況においても、この権利を妨害することはできません。



第1議定書第1条

財産の保護

すべての人は、財産を所有し、それらを使用および処分する権利を有します。



第1議定書第2条

教育を受ける権利

すべての人は、教育および教授に対する権利を有します。



第1議定書第3条

自由選挙に対する権利

すべての人は、立法機関(つまり各国の議会)および欧州議会の選出に、秘密投票によって参加する権利を有します。



第4議定書第2条

移動の自由

ある国家の領域内に合法的に滞在するすべての人は、その領域内を自由に移動することができ、また居住する場所を選ぶことができます。



第6議定書第1条

死刑の廃止

何人も、死刑を宣告されまたは執行されてはなりません。



第7議定書第2条

刑事事件における上訴の権利

刑事上の有罪判決を受けた人は、上級審に上訴する権利を有しています。

第7議定書第3条

・ 不当な有罪判決に対する補償

不当な有罪判決を受けたすべての人は、補償を受ける権利を有します。

第7議定書第4条

・ 一事不再理

何人も、新たな事実が証明されない限り、同じ刑事上の罪について2度審理されることはありません。

第7議定書第5条

・ 配偶者間の平等

配偶者は、配偶者相互間およびその子との関係において、同様の権利と責任を有します。

第12議定書第1条

・ 差別の全面的禁止

すべての人は、性別、肌の色、政治的もしくは宗教的信条、あるいは出自などを理由とする差別を受けることなく、自らの権利を行使できなければなりません。

第13議定書第1条

・ 死刑の廃止

死刑は、戦時においても禁止されます。

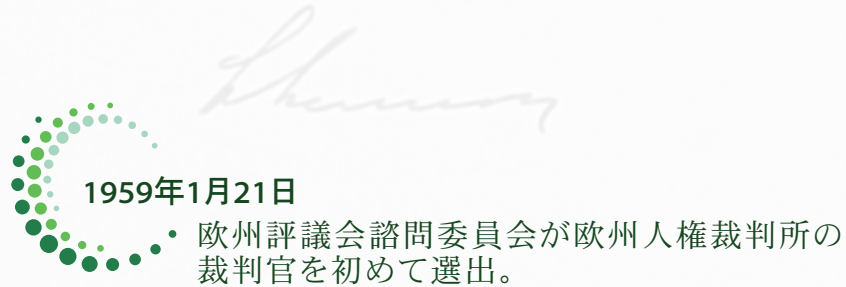
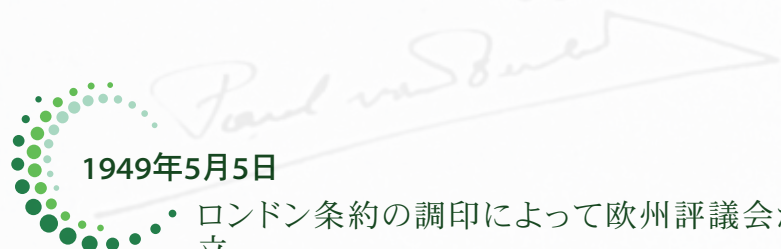
付録2: 人権及び基本的自由 の保護のための条約 (通称欧州人権条 約)の署名国

1950年11月4日・ローマにて

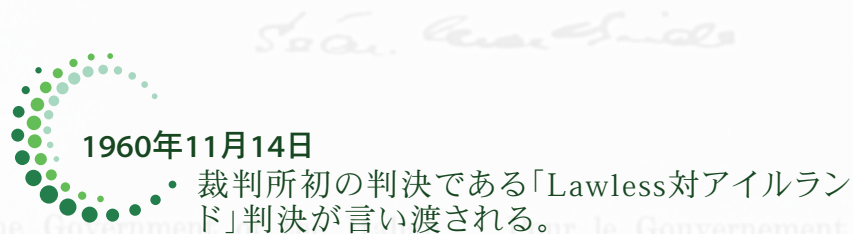


- ✍ ベルギー王国政府代表: Paul VAN ZEELAND
- ✍ デンマーク王国政府代表: Otto Carl MOHR
- ✍ フランス共和国政府代表: Robert SCHUMAN
- ✍ ドイツ連邦共和国政府代表: Walter HALLSTEIN
- ✍ アイスランド共和国政府代表: Petur BENEDIKTSSON
- ✍ アイルランド共和国政府代表: Seán MAC BRIDE
- ✍ イタリア共和国政府代表: Carlo SFORZA
- ✍ ルクセンブルク大公国政府代表: Joseph BECH
- ✍ オランダ王国政府代表: Dirk STIKKER
- ✍ ノルウェー王国政府代表: Halvard Manthey LANGE
- ✍ ザール政府代表: Edgar HECTOR
- ✍ トルコ共和国政府代表: Mehmet Fuat KÖPRÜLÜ
- ✍ グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府代表: Ernest DAVIES

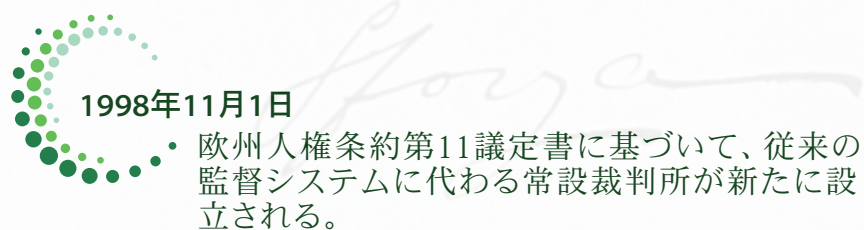
付録 3:重要な日付



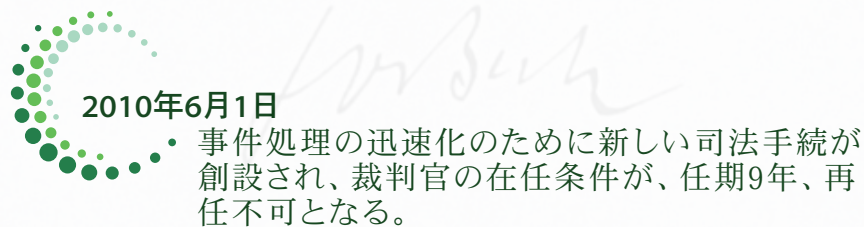
For the Government of the Irish Republic: Pour le Gouvernement de la République irlandaise:



For the Government of the Italian Republic: Pour le Gouvernement de la République italienne:



For the Government of the Grand Duchy of Luxembourg: Pour le Gouvernement du Grand Duché de Luxembourg:



For the Government of the Kingdom of the Netherlands: Pour le Gouvernement du Royaume des Pays-Bas:



For the Government of the Kingdom of Norway: Pour le Gouvernement du Royaume de Norvège:

付録 4:条約議定書

追加議定書

発効: 1954年5月18日

(通称第1議定書): 所有物を平穩に使用・収益・処分する権利、教育を受ける権利、無記名投票による自由選挙に対する権利などの新たな権利を規定。

第2議定書

発効: 1970年9月21日

閣僚委員会の要請に応じて勧告的意見を発する権限を裁判所に付与。

第3議定書

発効: 1970年9月21日

条約旧29条、30条、34条を改正。

第4議定書

発効: 1968年5月2日

契約上の義務の不履行による投獄の禁止、移動の自由及び居住地選択の自由、自国民の追放及び外国人の集団的追放の禁止などを規定。

第5議定書

発効: 1971年12月20日

条約第22条と第40条を改正。

第6議定書

発効: 1985年3月1日

死刑の廃止に言及。

第7議定書

発効: 1988年11月1日

刑事事件における上訴の権利、不当な有罪判決に対する補償を受ける権利、一事不再理、配偶者間の平等などについて規定。

第8議定書

発効: 1990年1月1日 発効: 1990年1月1日

欧州人権委員会の機能を改正。



第9議定書

- ・ 発効: 1994年10月1日
特定の状況下において、申立人が裁判所に事件を付託する権利を付与。



第10議定書

- ・ 署名: 1992年3月25日
旧条約システムにおける条約監督手続を改善(本議定書は第11議定書の発効により形骸化)。



第11議定書

- ・ 発効: 1998年11月1日
「新しい裁判所」を設置。



第12議定書

- ・ 発効: 2005年4月1日
差別の全面的禁止を規定。



第13議定書

- ・ 発効: 2003年7月1日
あらゆる状況下での死刑の廃止に言及。



第14議定書

- ・ 発効: 2010年6月1日
特に、最も単純な事件に対応する新しい裁判体を構成し、新たな受理基準を制定。裁判官の任期を6年から9年に延長し、再選不可と規定。



第15議定書

- ・ 発効: 2021年8月1日
補完性原則と「裁量の余地」原則を導入。裁判所に対する申立て期限を国内最終判決言渡し後6ヶ月から4ヶ月に短縮。



第16議定書

- ・ 発効: 2018年8月1日
締約国の最高位裁判所が裁判所に対し勸告的意見を求めることを可能にした。

付録5：欧州人権条約（第005号条約）の署名・批准状況一覧

(日/月/年)

	署名	批准	発効
アルバニア	13/07/1995	02/10/1996	02/10/1996
アンドラ	10/11/1994	22/01/1996	22/01/1996
アルメニア	25/01/2001	26/04/2002	26/04/2002
オーストリア	13/12/1957	03/09/1958	03/09/1958
アゼルバイジャン	25/01/2001	15/04/2002	15/04/2002
ベルギー	04/11/1950	14/06/1955	14/06/1955
ボスニア・ヘルツェゴビナ	24/04/2002	12/07/2002	12/07/2002
ブルガリア	07/05/1992	07/09/1992	07/09/1992
クロアチア	06/11/1996	05/11/1997	05/11/1997
キプロス	16/12/1961	06/10/1962	06/10/1962
チェコ	21/02/1991	18/03/1992	01/01/1993
デンマーク	04/11/1950	13/04/1953	03/09/1953
エストニア	14/05/1993	16/04/1996	16/04/1996
フィンランド	05/05/1989	10/05/1990	10/05/1990
フランス	04/11/1950	03/05/1974	03/05/1974
ジョージア	27/04/1999	20/05/1999	20/05/1999
ドイツ	04/11/1950	05/12/1952	03/09/1953
ギリシャ	28/11/1950	28/11/1974	28/11/1974
ハンガリー	06/11/1990	05/11/1992	05/11/1992
アイスランド	04/11/1950	29/06/1953	03/09/1953
アイルランド	04/11/1950	25/02/1953	03/09/1953
イタリア	04/11/1950	26/10/1955	26/10/1955
ラトビア	10/02/1995	27/06/1997	27/06/1997

	署名	批准	発効
リヒテンシュタイン	23/11/1978	08/09/1982	08/09/1982
リトアニア	14/05/1993	20/06/1995	20/06/1995
ルクセンブルク	04/11/1950	03/09/1953	03/09/1953
マルタ	12/12/1966	23/01/1967	23/01/1967
モルドバ	13/07/1995	12/09/1997	12/09/1997
モナコ	05/10/2004	30/11/2005	30/11/2005
モンテネグロ	03/04/2003	03/03/2004	06/06/2006
オランダ	04/11/1950	31/08/1954	31/08/1954
北マケドニア	09/11/1995	10/04/1997	10/04/1997
ノルウェー	04/11/1950	15/01/1952	03/09/1953
ポーランド	26/11/1991	19/01/1993	19/01/1993
ポルトガル	22/09/1976	09/11/1978	09/11/1978
ルーマニア	07/10/1993	20/06/1994	20/06/1994
ロシア	28/02/1996	05/05/1998	05/05/1998
サンマリノ	16/11/1988	22/03/1989	22/03/1989
セルビア	03/04/2003	03/03/2004	03/03/2004
スロバキア	21/02/1991	18/03/1992	01/01/1993
スロベニア	14/05/1993	28/06/1994	28/06/1994
スペイン	24/11/1977	04/10/1979	04/10/1979
スウェーデン	28/11/1950	04/02/1952	03/09/1953
スイス	21/12/1972	28/11/1974	28/11/1974
トルコ	04/11/1950	18/05/1954	18/05/1954
ウクライナ	09/11/1995	11/09/1997	11/09/1997
イギリス	04/11/1950	08/03/1951	03/09/1953

条約議定書の署名・批准状況一覧は、条約事務局のウェブサイト (<https://www.coe.int/en/web/conventions>) からご覧いただけます。

条約原本





JPN

www.echr.coe.int

欧州評議会は、ヨーロッパを代表する人権機関であり、欧州連合の全加盟国を含む47の加盟国で構成されています。欧州評議会の全ての加盟国は、人権、民主主義、法の支配を保護することを目的とした条約である欧州人権条約に署名しており、欧州人権裁判所は、加盟国による同条約の実施を監督しています。



EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE